

第6号議案

文京区指定文化財の指定について

上記の議案を提出する。

令和5年1月31日

提出者 文京区教育委員会
教育長 加藤 裕一

文京区指定文化財の指定について

「木造阿弥陀如来立像」は、文京区文化財指定基準（昭和 54 年 4 月 2 日文教委告示第 1 号 平成 4 年 4 月 1 日文教委告示第 11 号により改正）を十分に満たす文化財であるため、文京区文化財保護条例（平成 4 年 3 月 31 日条例第 28 号）第 4 条第 3 項の規定に基づき、文京区指定文化財に指定する。

1 木造阿弥陀如来立像 1 軀

(1) 種別

有形文化財（彫刻）

(2) 名称

木造阿弥陀如来立像 1 軀

(3) 指定理由

本像は、平安時代後期の優れた作風を示す来迎阿弥陀如来立像の貴重な遺品である。これまでに本区の指定文化財となっている平安時代後期の仏像は 6 体あるが、本像は、一部に後補の箇所があるものの、それら既指定の作品に比して造立当初の表現をよく残していることにも高い価値が認められる。

このように、本像は平安時代彫刻の貴重な遺品であり、指定文化財とすることは妥当であると考えられる。

(4) 告示日

令和 5 年 3 月 1 日

(5) 所有者

宗教法人西岸寺（文京区春日一丁目 12 番 12 号）

(6) 所蔵先

宗教法人西岸寺（文京区春日一丁目 12 番 12 号）

3 文京区文化財保護審議会委員

会 長 谷川 章雄（早稲田大学人間科学学術院教授）

副会長 藤井 英二郎（千葉大学名誉教授）

委 員 岩淵 令治（学習院女子大学国際文化交流学部教授）

内田 青蔵（神奈川大学建築学部教授）

佐藤 信（東京大学名誉教授）

副島 弘道（大正大学名誉教授）

山崎 祐子（一般財団法人 宮本記念財団理事）

4 文京区文化財保護審議会からの建議書（写）

別紙1 建議文（写）のとおり

本文化財について、文京区教育委員会（以下「教育委員会」という。）は、区指定文化財に指定するに相応しいものであるか等を判断するため、その詳細について調査・審議するように文京区文化財保護審議会（以下「審議会」という。）に諮問した。

諮問を受けた審議会は、慎重に資料の文化的価値等について調査・審議した結果、文京区文化財指定基準を十分に満たす文化財であると認めた。

これに基づき、令和5年1月11日付、建議書により区指定文化財に指定するよう教育委員会あて建議したものである。

5 指定説明書

別紙2のとおり

令和5年1月11日

文京区教育委員会 殿

文京区文化財保護審議会
会長 谷川 章雄



文京区指定文化財（有形文化財）の指定について（建議）

令和4年9月12日付で文京区教育委員会から調査・審議の諮問を受けた宗教法人西岸寺所有の「木造阿弥陀如来立像」の文京区指定文化財への指定について、慎重に文化財的価値を調査・審議した結果、「文京区文化財指定基準」を十分に満たし、指定するに相応しい貴重な有形文化財であることを認め、指定名称を下記のとおりとし、文京区教育委員会に建議いたします。

記

- 1 文京区指定文化財の指定名称および員数（案）
木造阿弥陀如来立像 1 軀

文京区指定有形文化財 指定説明書

- (1) 名称 木造阿弥陀如来立像
 (2) 員数 1 軀
 (3) 区分 有形文化財（彫刻）
 (4) 所有者 宗教法人 西岸寺
 (5) 所在地 春日一丁目 12 番 12 号 西岸寺

(6) 法量 (単位cm)

(本体) 像高	96.5	髪際高	90.0
(光背) 高	140.5	張	66.5
(台座) 高	25.1 (蓮肉まで)	框張	54.6
		框奥	44.3

(7) 形状

(本体) 螺髪、粒状。肉髻珠、白毫相をあらわす(各木製嵌入)。耳朶は紐状、貫通。三道相をあらわす。覆肩衣は右肩から右腕を覆う。衲衣は左肩を覆い、右脇、正面を通り、上縁を折り返して端を左肩にかける。裙を着け、正面で右前に打ち合わせる。左手は垂下して腰の横で掌を前に向け、右手は屈臂して胸の横で掌を前にして立て、ともに第1指先の腹を第2指先の横に接する来迎印を結ぶ。両足をそろえて立つ。

(光背) 二重円相拳身光。頭光中心に八葉蓮華をあらわす。周縁部は雲文(浮き彫り)。その中央上部に蓮台付き宝塔をあらわす。光脚は蓮弁形、3弁2段、蕊付き。

(台座) 蓮華座。蓮肉は円形。蓮弁は8方4段(後方分は省略)。敷茄子は円形、正面に格狭間形をあらわす(透かし彫り)。受座は8方入隅形、低い蓮弁をあらわす。蕊は2重、波打つ。反花は8方2段、重弁。框は8方入隅形、見付けに格狭間形をあらわす。

(8) 品質構造

(本体) ヒノキ材、寄木造か、現状素地に漆塗り(当初は漆箔か)、彫眼。

頭部の幹部は両足柄までを含み、両耳の後ろから両踵の後ろを通る線で前後2材を短くか(1材から彫り、前後に割り短いだ可能性もある)。像内を大きく内刳りする。三道下で割り首するか。前部材、後部材ともに木芯は後方に大きく外す。両肩以下の体側部は左右とも垂下する衣の外側分の下端までを含み、各別材を短く。左手から内側に垂下する衣、左前膊、左手先に各別材を短く。右前膊から内側に垂下する衣(縦約10cm)、右前膊の上を覆い外側に垂下する衣の前半部を短く。右手は前膊の肘寄り部(肘から約10cmの位置)と、手首の手前でそれぞれ短く。両足先は各別材短ぎ付け。像底は地付きから4.5cmの高さで平らに刳り上げる。後頭部中央に内刳り部に貫通する長方形の穴(上下約1.5cm、左右0.7cm)を穿つ。

像表面は現状は素地に薄く漆を塗り、短ぎ目と垂下する衣の縁などに布貼りを施す。両足の裏、足柄の一部に当初のものと見られる漆箔が残る。

(光背) 木製、漆箔。裏面は布貼り、黒漆塗り。

(台座) 木製、漆箔。

(9) 銘 文

台座框の地付き部に次の墨書がある。

「□□^(六カ) □□月十六日西岸寺十世巖誉^(代カ) □」

*台座の再興銘である。西岸寺十世巖誉は同寺中興とされる。安永元年(1772)入寺、寛政8年(1796)没。赤外線撮影によると銘の2文字目は「永」の残画とも見られ、巖誉の住山時期を勘案すると「安永六年□□月」と読む可能性がある。

(10) 保存状態

(本体)肉髻珠、白毫、両手先、右前膊から内側に垂下する衣、両足先、矧ぎ目などの布貼り、表面の漆塗り、各後補(近代か)。両手から垂下する衣の縁の一部が欠失する。両足柄の前寄り3分の2が亡失する。当初の漆箔のほとんどが剥落する。両目の縁、唇の端などをわずかに彫り直す(江戸時代または近代)。胸中央、両肩の前側、首後ろなどに打った鉄製^{かすがい}錠の錆が像の表面に浮く。

現在、本体の背上部と光背裏面にねじ込んだ洋灯吊金具に銅製針金を結び、後ろの壁につないで安定を図る。

(光背)後補(江戸時代、漆箔は近代)。

(台座)後補(江戸時代、内部の棧と地付き部の補材、および漆箔は近代)。

(11) 時 代 平安時代後期

(12) 説 明

本像は、西岸寺本堂の須弥壇上に本尊として安置される像高約3尺の来迎印を結ぶ阿弥陀如来立像である。

目を伏せた穏やかな表情と、動きをひかえた落ち着いた姿の体軀、衣に刻まれた低平な衣文など、本像には^{およう}和様彫刻として知られる平安時代後期の仏像の特色が顕著に示される。

阿弥陀如来像は、わが国では飛鳥時代以来、各時代を通じて造立されたが、本像のように両手の第1指と第2指を捻じる^{ごうじょう}弥陀迎接印を結ぶ来迎阿弥陀如来立像は、平安時代後期以後に多く造られるようになり、その後、鎌倉時代になると一層盛んに造立された。それらの作品には、本像と同様に像高3尺(約90cm)程度の大きさのものがきわめて多い。

平安時代後期には、天喜元年(1053)仏師^{じょうちゅう}定朝作の京都府平等院鳳凰堂阿弥陀如来像を典型とするいわゆる和様彫刻が全国的に広まった。そのために11世紀後半から12世紀の仏像には均一で同じような作風を示すものが多く、作風の展開も緩慢である。また、この時代は本像のような如来形立像には、造像銘などによって造立年代が明らかな基準作品が少ない。そのために比較対象を阿弥陀如来坐像にまで広げてその作風、表現を考察すると、たとえば永治2年(1142)滋賀県^{こんたいじ}金剛寺木造阿弥陀如来坐像、承安2年(1172)三重県^{ぶつとじ}仏土寺木造阿弥陀如来坐像などに本像と共通した特色が多く認められる。12世紀末になると次代鎌倉時代の仏像の特色である運動感に富んだひきしまった表現の作品が目立つようになるから、本像はおよそ12世紀半ばから後半頃の造立と推定される。よく整った破綻のない作風と細部にわたる丁寧な彫技からは、おそらく中央畿内の優れた専門仏師による作と認められる。

本像を伝える東光山莊巖院西岸寺は、「御府内備考続編」によると元和2年（1616）に開かれた浄土宗の寺院であり、芝増上寺の末寺であった。当寺開創を遡る時代の造立である本像は、当寺開創後にいずれかから移されてきたことになるが、それ以前の来歴については不明である。しかし、本像の台座再興銘と、本像に随侍する木造善導大師像および法然上人像の台座に記された造立銘に西岸寺八世最譽（明和元年〈1764〉没）の名があることから、18世紀中頃にはすでに当寺の本尊だったことが知られる。

《主な参考文献》

- ・副島弘道「(文京区文化財調査報告) 木造阿弥陀如来立像 1 軀」(2022年8月、未公刊)
- ・「御府内備考続編」(『御府内寺社備考 三(浄土宗)』1986年、名著出版 所収)
- ・「小石川志料」三(『東京府文献叢書』甲集所収、東京都公文書館所蔵)

(13) 文化財的価値

本像は、平安時代後期の優れた作風を示す来迎阿弥陀如来立像の貴重な遺品である。これまでに本区の指定文化財となっている平安時代後期の仏像は6体ある。本像は、一部に後補の箇所があるものの、それら既指定の作品に比して造立当初の表現をよく残していることにも高い価値が認められる。

このように、本像は平安時代彫刻の貴重な遺品であり、指定文化財とすることは妥当であると考えられる。

(14) 指定基準

「文京区文化財指定基準」 第一 区指定有形文化財 「二 絵画、彫刻、工芸品」のうち、「(一) 各時代の遺品のうち製作が優秀なもの」に該当する。



写真1 阿弥陀如来像

